

## 争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長嘉瀬秀治から争議行為を行う旨の通知が令和元年5月29日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和元年6月4日

東京都知事 小 池 百合子

### 一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

### 二 日時

令和元年6月9日以降問題解決に至るまでの間

### 三 場所及び所在地

別表の通り

### 四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。（以上原文のまま掲載）

### 別表

北多摩中央医療生活協 同組合	小金井市本町一丁目17番10号
むさし小金井診療所	同 所15番9号
のがわ訪問看護ステ ーション	同 上

みなみうら生協診療  
所

三鷹市下連雀七丁目1番27号  
オタリ南浦ビル2階